

# 四管区水路通報第 5 号

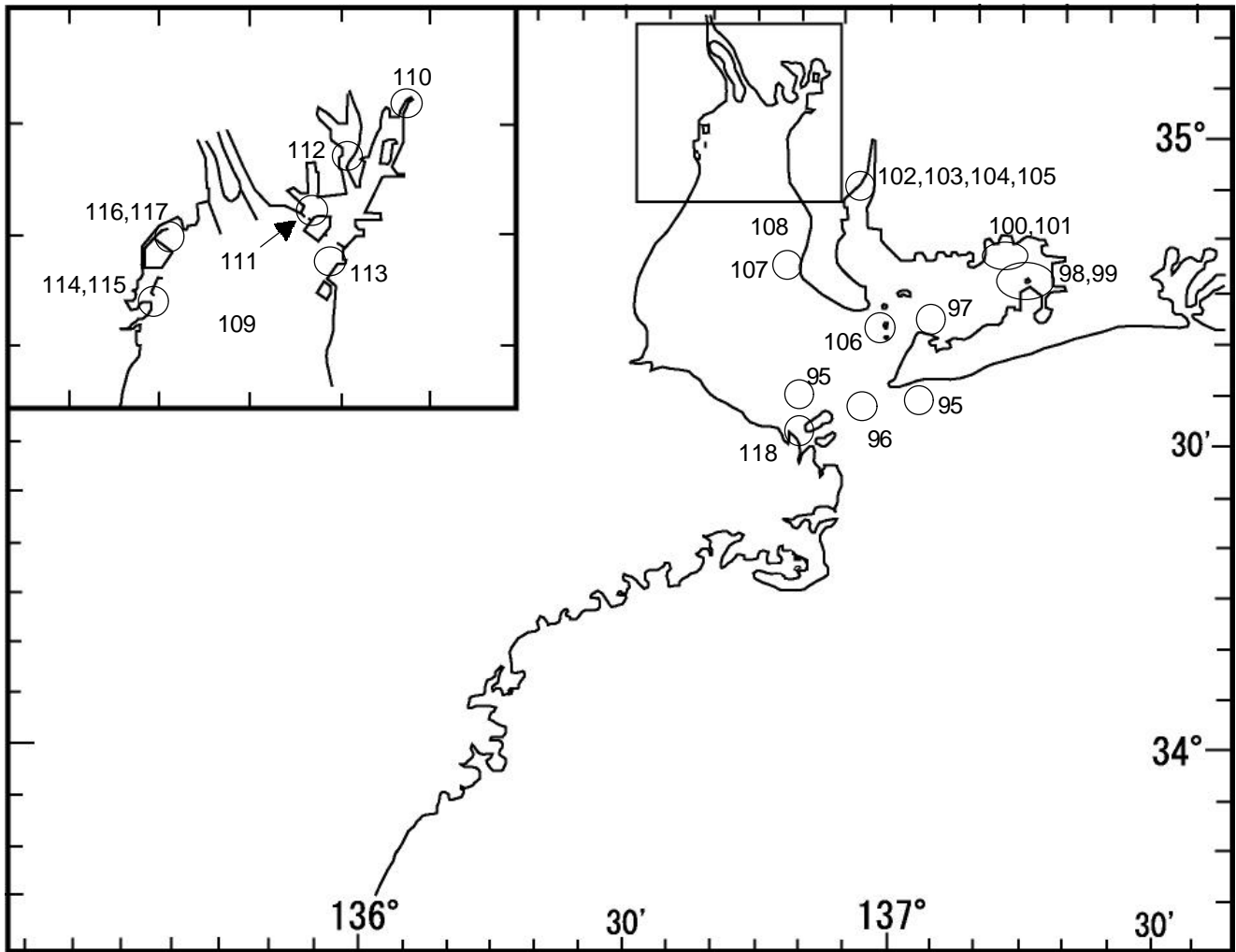
平成 17 年 2 月 2 日

第四管区海上保安本部

---

第 95 項	伊勢湾及付近	救難訓練	
第 96 項	本州南岸	伊良湖水道付近、神島	海底波高計点検作業
第 97 項	本州南岸	三河湾	観測用浮標補修作業
第 98 項	本州南岸	三河港南部	水路測量
第 99 項	本州南岸	三河港南部	水路測量
第 100 項	本州南岸	三河港北部	灯台設置
第 101 項	本州南岸	三河港北部	深浅測量
第 102 項	本州南岸	衣浦港	水路測量等
第 103 項	本州南岸	衣浦港	水路測量
第 104 項	本州南岸	衣浦港	灯浮標現状変更
第 105 項	本州南岸	衣浦港	灯浮標設置
第 106 項	本州南岸	師崎水道、日間賀島	浮棧橋設置工事等
第 107 項	伊勢湾	野間埼	浮棧橋設置工事
第 108 項	伊勢湾	東部	環境調査
第 109 項	名古屋港	西航路	灯標点検作業
第 110 項	名古屋港	第 1 区	潜水作業
第 111 項	名古屋港	第 4 区	航泊禁止
第 112 項	名古屋港	第 4 区	掘下げ作業
第 113 項	名古屋港	第 5 区	クラゲ防止網改修工事
第 114 項	本州南岸	四日市港、第 1 区	起重機船作業
第 115 項	本州南岸	四日市港、第 1 区	岸壁改修工事
第 116 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	水路測量
第 117 項	本州南岸	四日市港、第 3 区	ボーリング作業
第 118 項	伊勢湾	答志島西方	送電線張替工事
	お知らせ	常滑海上保安署の移転について	
	お知らせ	中部国際空港開港警戒についてのお願い	

---



17年95項 伊勢湾及付近 救難訓練

下記区域で、巡視船艇による救難訓練が実施される。

日時 平成17年2月3日の1030～1400

区域 下記地点付近

(1) 34-34.2N 136-50.2E (鳥羽港北方)

荒天時は下記地点付近で実施する

(2) 34-34.2N 137-04.6E (伊良湖岬南東方)

備考 巡視船は長さ約200メートルのえい航索により巡視艇をえい航する。

海図 W1053

出所 鳥羽海上保安部

17年96項 本州南岸 - 伊良湖水道付近、神島 海底波高計点検作業

下記区域で潜水士による海底波高計の点検作業が実施される。

期間 平成17年2月14日(予備日2月15日～3月15日)の日出～日没

区域 下記地点付近

34-32-26N 136-58-37E

備考 警戒船を配備する。  
海 図 W 1 0 6 4 - W 1 0 5 3 - W 1 0 5 1  
出 所 鳥羽海上保安部

---

1 7 年 9 7 項 本州南岸 - 三河湾 観測用浮標補修作業  
下記区域でクレーン付台船及び潜水土による観測用浮標の補修作業が実施される。  
期 間 平成17年2月8日～22日まで（内1日）の日出～日没  
区 域 下記地点を中心とする半径100mの円内  
34-40-30N 137-05-49E  
備考 警戒船を配備する。  
海 図 W 1 0 5 2  
出 所 蒲郡海上保安署

---

1 7 年 9 8 項 本州南岸 - 三河港南部 水路測量  
下記区域で水路測量が実施される。  
期 間 平成17年2月15日～3月15日までの日出～日没  
区 域 下記6地点により囲まれる区域  
(1) 34-43-29N 137-12-24E  
(2) 34-44-20N 137-16-46E  
(3) 34-44-08N 137-17-50E  
(4) 34-43-55N 137-17-45E  
(5) 34-44-06N 137-16-46E  
(6) 34-43-17N 137-12-34E  
標 識 作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。  
海 図 W 1 0 5 7 B  
出 所 三河港長

---

1 7 年 9 9 項 本州南岸 - 三河港南部 水路測量  
神野西ふ頭8号岸壁前面で水路測量が実施される。  
期 間 平成17年2月15日～3月15日までの日出～日没  
区 域 下記4地点及び陸岸により囲まれる区域  
(1) 34-44-25N 137-18-29E  
(2) 34-44-17N 137-18-27E  
(3) 34-44-25N 137-18-27E  
(4) 34-44-17N 137-18-29E  
標 識 作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。  
海 図 W 1 0 5 7 B  
出 所 三河港長

---

17年100項 本州南岸 - 三河港北部 灯台設置

(四管区水路通報 17年 1号 10項 削除)

下記灯台が設置された。

名称 三河港ラグナマリーナ海陽西防波堤灯台

位置 34-48-13.3N 137-16-51.3E

塗色及び構造

白色 塔形

灯質 等明暗緑光 明2秒暗2秒

光達距離 4海里

高さ 平均水面から灯火まで7.9メートル

海図 W1057A - W1052

出所 三河航路標識事務所

---

17年101項 本州南岸 - 三河港北部 深淺測量

大島西方で作業船による深淺測量が実施されている。

期間 平成17年2月10日までの日出～日没

区域 下記4地点を順に結ぶ線で囲まれる区域

(1) 34-47-14N 137-13-04E

(2) 34-47-13N 137-13-10E

(3) 34-47-23N 137-13-12E

(4) 34-47-24N 137-13-06E

海図 W1057A

出所 第四管区海上保安本部

---

17年102項 本州南岸 - 衣浦港 水路測量等

東防波堤及び西防波堤前面で作業船による水路測量及び潜水調査が実施される。

期間 平成17年2月15日～3月15日までの日出～日没

(西防波堤前面)

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-49-15N 136-55-34E

(2) 34-49-15N 136-56-22E

(東防波堤前面)

区域 下記2地点を結ぶ線上付近

(3) 34-49-06N 136-56-37E

(4) 34-49-44N 136-57-36E

標識 測量作業中、作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。

備考 潜水作業中、警戒船を配備する。

海図 W1056

出所 第四管区海上保安本部

---

17年103項 本州南岸 - 衣浦港 水路測量

下記区域で作業船による水路測量が実施される。

期 間 平成17年2月15日～3月15日までの日出～日没

区 域 下記7地点により囲まれる区域

(1) 34-51-36N 136-57-23E

(2) 34-50-45N 136-50-42E

(3) 34-49-07N 136-56-32E

(4) 34-49-08N 136-56-21E

(5) 34-50-50N 136-50-42E

(6) 34-51-36N 136-57-09E

(7) 34-51-40N 136-57-09E

標 識 作業船は白紅白のえん尾旗を掲げる。

海 図 W1056

出 所 第四管区海上保安本部

---

17年104項 本州南岸 - 衣浦港 灯浮標現状変更

(四管区水路通報 17年 1号 16項 削除)

(四管区水路通報 17年 5号 105項 関連)

3号地南東方の、下記3基の灯浮標は現状変更された。

名 称 (1) (変更前) 衣浦港3号地沖仮設A灯浮標(34-49-42.5N 136-55-47.3E)

(変更後) 衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域A灯浮標(34-49-42.5N 136-55-47.3E)

(2) (変更前) 衣浦港3号地沖仮設B灯浮標(34-49-43.4N 136-56-12.7E)

(変更後) 衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域D灯浮標(34-49-43.4N 136-56-12.7E)

(3) (変更前) 衣浦港3号地沖仮設C灯浮標(34-50-13.3N 136-56-15.9E)

(変更後) 衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域G灯浮標(34-50-13.3N 136-56-15.9E)

光達距離 (変更前) 4海里

(変更後) 5海里

備 考 上記3基の灯浮標及び、衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域B灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域C灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域E灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域F灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域H灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域I灯浮標は同期点滅する。

海 図 W1056

出 所 三河航路標識事務所

17年105項 本州南岸 - 衣浦港 灯浮標設置

(四管区水路通報 17年 1号 17項 削除)

(四管区水路通報 17年 5号 104項 関連)

3号地南東方に、下記6基の灯浮標が設置された。

名称及び位置

(1)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域F灯浮標	34-50-03.3N	136-56-14.8E
(2)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域H灯浮標	34-50-18.6N	136-56-05.0E
(3)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域I灯浮標	34-50-24.0N	136-55-54.0E
(4)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域B灯浮標	34-49-42.8N	136-55-55.9E
(5)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域C灯浮標	34-49-43.1N	136-56-04.1E
(6)	衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域E灯浮標	34-49-53.4N	136-56-13.8E

塗色及び構造

黄色X形頭標1個付 黄色 やぐら形

灯質 単閃黄光 毎4秒に1閃光

光達距離 5海里

備考 上記6基の灯浮標及び、衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域A灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域D灯浮標、  
衣浦港3号地沖臨海用地造成工事区域G灯浮標は同期点滅する。

海図 W1056

出所 三河航路標識事務所

17年106項 本州南岸 - 師崎水道、日間賀島 浮棧橋設置工事

下記区域でクレーン付台船及び潜水土による浮棧橋設置工事が実施される。

期間 平成17年2月15日～3月10日までの日出～日没

区域 下記地点付近

34-42-31N 137-00-17E

標識 作業区域には点滅式黄色灯付浮標を設置する。

備考 警戒船を配備する。

海図 W1054

出所 衣浦海上保安署

17年107項 伊勢湾 - 野間埼 浮棧橋設置工事等

下記区域で作業船及び潜水土による浮棧橋据付工事及び掘下げ作業が実施される。

期間 平成17年2月5日～3月18日までの0800～日没

区域 下記地点付近

34-45-50N 136-50-26E

備考 警戒船を配備する。

海図 W95 - W1051

出所 名古屋海上保安部

17年108項 伊勢湾 - 東部 環境調査

下記区域で、作業船による水質調査及び漁獲状況調査が実施される。

期 間 平成17年2月15日（予備日2月16日～28日）の日出～日没

区 域 下記5地点付近

(1) 34-55-55N 136-47-36E

(2) 34-53-39N 136-47-18E

(3) 34-51-51N 136-47-19E

(4) 34-49-45N 136-48-46E

(5) 34-47-53N 136-48-23E

備 考 長さ約100mの小型底びき網をえい航する。

海 図 W1055B - W1025 - W95

出 所 名古屋海上保安部

17年109項 名古屋港 - 西航路 灯標点検作業

下記灯標で潜水作業を伴う点検作業が実施される。

期 間 平成17年2月16日～23日まで（内1日）の0800～1700

区 域 下記各灯標を中心とする半径50mの航路外側の半円内

(1) 名古屋港西航路第三号灯標（34-59-49N 136-47-02E）

(2) 名古屋港西航路第四号灯標（34-59-42N 136-47-12E）

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W1055A - W1055B

出 所 名古屋港長

17年110項 名古屋港 - 第1区 潜水作業

堀川防潮水門前面で防蝕調査に伴う潜水作業が実施される。

期 間 平成17年2月9日～26日までの0800～日没

区 域 下記地点付近

35-05-47N 136-53-25E

海 図 W1055A

出 所 名古屋港長

17年111項 名古屋港 - 第4区 航泊禁止

ポートアイランド西側で、揚泥作業に伴う航泊禁止区域が設定される。

期 間 平成17年2月16日～3月30日まで

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 35-00-31N 136-48-17E

(2) 35-00-35N 136-48-11E

(3) 35-00-43N 136-48-18E

(4) 35-00-39N 136-48-25E

標 識 上記(2)、(3)及び下記2地点に、点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
(5) 35-00-32N 136-48-17E  
(6) 35-00-39N 136-48-24E  
海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B  
出 所 名古屋港長公示第 1 7 - 3 号

---

1 7 年 1 1 2 項 名古屋港 - 第 4 区 掘下げ作業  
下記区域でグラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。  
期 間 平成17年2月10日～3月30日までの日出～日没  
区 域 下記4地点により囲まれる区域  
(1) 35-03-27N 136-50-20E  
(2) 35-03-30N 136-50-12E  
(3) 35-03-34N 136-50-15E  
(4) 35-03-31N 136-50-22E  
備 考 警戒船を配備する。  
海 図 W 1 0 5 5 A  
出 所 名古屋港長

---

1 7 年 1 1 3 項 名古屋港 - 第 5 区 クラゲ防止網改修工事  
下記区域で潜水土及びクレーン船によるクラゲ防止網改修工事が実施される。  
期 間 平成17年2月8日～3月11日まで(予備日3月12日～18日)の0800～1700  
区 域 下記地点付近  
34-59-10N 136-50-16E  
標 識 クレーン船のアンカー位置に橙色簡易浮標を設置する。  
備 考 警戒船を配備する。  
海 図 W 1 0 5 5 A - W 1 0 5 5 B  
出 所 名古屋港長

---

1 7 年 1 1 4 項 本州南岸 - 四日市港、第 1 区 起重機船作業  
下記区域で、起重機船による発電設備機器の積込み・陸揚げ作業が実施される。  
期 間 平成17年2月9日(予備日2月10日～17日)の0700～日没  
区 域 下記4地点により囲まれる区域( M Y 棧橋西方 )  
(1) 34-56-48N 136-39-05E  
(2) 34-56-51N 136-39-05E  
(3) 34-56-51N 136-39-11E  
(4) 34-56-47N 136-39-11E  
下記4地点により囲まれる区域( 第 3 ふ頭 1 4 岸壁前面 )  
(5) 34-57-19N 136-38-44E  
(6) 34-57-18N 136-38-51E  
(7) 34-57-14N 136-38-50E



(8) 34-57-16N 136-38-43E

標識 起重機船のアンカー投入位置に橙色球形簡易浮標を設置する。  
備考 警戒船を配備する。  
海図 W 9 4  
出所 四日市港長

---

17年115項 本州南岸 - 四日市港、第1区 岸壁改修工事  
第1ふ頭1号岸壁で、起重機船等により岸壁改修工事が実施されている。

期間 平成17年3月25日までの日出～日没  
区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
(1) 34-56-56N 136-38-21E  
(2) 34-56-54N 136-38-21E  
(3) 34-56-54N 136-38-13E  
(4) 34-56-56N 136-38-13E

標識 作業船のアンカー投入位置に橙色球形簡易浮標を、夜間は点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
備考 警戒船を配備する。  
海図 W 9 4  
出所 四日市港長

---

17年116項 本州南岸 - 四日市港、第3区 水路測量  
下記区域で作業船による水路測量が実施される。

期間 平成17年2月16日～28日まで(内1日)の日出～日没  
区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
(1) 34-59-46.4N 136-40-15.6E  
(2) 34-59-45.2N 136-40-14.9E  
(3) 34-59-52.0N 136-40-01.0E  
(4) 34-59-50.8N 136-40-00.3E

海図 W 9 4  
出所 第四管区海上保安本部

---

17年117項 本州南岸 - 四日市港、第3区 ボーリング作業  
霞ヶ浦北ふ頭北方で、SEP台船によるボーリング作業が実施される。

期間 平成17年2月11日～3月11日まで(予備日含む)の日出～日没  
区域 下記2地点付近  
(1) 35-00-15N 136-40-15E  
(2) 35-00-09N 136-40-14E

標識 SEP台船の四隅に点滅式黄色灯付浮標を設置する。  
備考 警戒船を配備する。  
海図 W 9 4  
出所 四日市港長

---

17年118項 伊勢湾 - 答志島西方 送電線張替工事

答志島西方、日向島、西埼南方間で送電線張替工事が実施される。

期 間 平成17年2月8日～28日までの日出～日没

区 域 下記3地点を結ぶ線上付近  
(1) 34-30-17N 136-49-56E  
(2) 34-30-22N 136-50-16E  
(3) 34-30-29N 136-50-50E

備 考 警戒船を配備する。

海 図 W73

出 所 鳥羽海上保安部

お 知 ら せ

常滑海上保安署は、中部国際空港空港島内に移転しました。

郵便番号：479-0881

所 在 地：愛知県常滑市セントレア四丁目7番地

電話番号：0569-35-0888

fax 番号：0569-35-0889

「四管区水路通報」に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒455-8528 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎(6階)

電話番号 052-661-1611(内線2515)

fax 番号 052-654-2536(FAXサービス兼用)

E-mail zushi4@jodc.go.jp

第四管区海上保安本部海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN4/index.htm>

海上保安庁海洋情報部インターネットアドレス

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

また、FAXによるポーリングサービスも行っています。

FAX番号は『052-654-2536』です。なお、Fコードやパスワードは設定していません。  
(ポーリング受信のモードで、上記番号にアクセスします。機種によってはパスワードの入力を求められますが、その際は適当な4桁の数を入力します。)

# 中部国際空港開港警戒についてのお願い

中部国際空港開港に伴い、第四管区海上保安本部では、2月12日から2月18日までの間、空港周辺海域の警戒を強化しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 1 空港周辺海域（警戒海域）での操業、遊漁、遊走は可能なかぎり自粛をお願いします。
- 2 中部国際空港に接近する船舶に対しては、停船を求めたり立入検査や質問を行うことがありますのでご協力をお願いします。
- 3 その他、巡視船艇の指示に従って下さい。



## 注意事項

1 船舶等の管理の強化 船舶の盗難防止を徹底して頂くとともに、他人へ貸し出す場合は身分確認の徹底をお願いします。

2 不審な船舶、不審者等の通報 見慣れない船舶、不審な行動の船舶、挙動不審な者、不審な物を積載している船舶等を目撃したときは、直ちに最寄の海上保安部署もしくは118番へ通報して下さい。

## 問い合わせ

第四管区海上保安本部	052-661-1611
名古屋海上保安部	052-661-1615
四日市海上保安部	0593-57-0118
鳥羽海上保安部	0599-25-0118
常滑海上保安署	0569-35-0888
衣浦海上保安署	0569-22-4999
蒲郡海上保安署	0533-68-4999